

令和5年度 八尾市文化財保護審議会 会議録

開催日時	令和6年1月23日(火) 午後3時～午後4時30分	
開催場所	八尾市役所本館 西館5階 502会議室	
出席者	委員等	山中浩之会長・森 隆男副会長・瀧浪貞子委員・石川知彦委員・藤岡 穰委員・杉野 丞委員・稲城信子委員・綿貫友子委員・長友朋子委員・禰亘田佳男委員 (10名の委員全員出席)
	事務局	新堂部長・西澤課長・藤井係長
傍聴者	なし	
次第	<p>案件 令和5年度市指定文化財候補物件の審議 (古文書) 土屋家文書 八尾城関係史料 金地院文書</p> <p>その他報告</p>	
審議状況の内容	議題	<p>1 令和5年度市指定文化財候補物件の審議</p> <p>2 その他報告</p>
	審議経過の内容	<p>1 令和5年度市指定文化財候補物件の審議 ＜古文書＞ 候補物件「土屋家文書 八尾城関係史料」と「金地院文書」について、諮問調書を事務局より説明した後、調査いただいた八尾市立歴史民俗資料館 小谷館長より説明。その後委員に審議をいただいた。</p> <p><b>「土屋家文書 八尾城関係史料」 三幅 南北朝時代 (委員の質疑・意見)</b></p> <p>◆資料館での購入の経緯はどうなっているのか。 →もともと大阪城天守閣に寄託されていた史料が、のちにばらばらに売り払われたもので、香川県立ミュージアム(土屋家資料)が多数購入しています。もしそろっていたならば、中世の文書群として重要文化財にもなっていたような貴重な史料です。平成11年度・13年度・令和2年度に資料館で購入した十六通のうち三通が八尾(八尾城)に関する史料です。</p> <p>◆細川顕氏感状は、写しの可能性はないのか。 →写真の色合いが違うよう見えますが、他の2つと同じ色調の紙で、写しではないと考えています。(実見した委員も特に違和感がなかったのこと。)</p> <p>◆中世の八尾城はどのようなものなのか。 →軍忠状にもありますように、堂舎・仏閣・矢蔵を備えた城(居館)であったことがわかります。但し、近世の城のように石垣があるものではなかったと考えられます。八尾城の比定地の一つである近鉄八尾駅南側を発掘調査していますが、八尾城らしき遺構今なお、確認できていません。</p> <p>◆史料の意義をまとめてご説明ください。 →本史料は、大日本史料(東京大学史料編纂所)に掲載されておらず、所在(西郷説・八尾座説)に諸説がある南北朝期の争いの中心となった八尾城の存在を示す貴重な史料です。特に城の構造が記されているなど、中世の八尾城の様相が理解できます。</p> <p><b>「金地院文書」 一卷(十一通) 江戸時代前期 (委員の質疑・意見)</b></p> <p>◆11通の文書が1巻にまとめられているがその経緯はわかるのか。 →「武家文書」という名称で売りに出されていたもので、どこに所蔵されていたかはわかり</p>

ません。文書は世に出ていないものばかりですが、文書の選択に意図は感じられません。保存状態は良好です。

◆西笑承兌とはどんな人物なのか。

→秀吉のブレーンとして活躍した人物で、崇伝を家康に推薦したことで有名です。

◆6の書状の「石懸」とは石材を用いた普請としているが、人工の数量を示すものではないのか。

→前後の文章からそう解釈していますが、検討してみます。

◆史料の意義をまとめてご説明ください。

→のちに徳川家で武家諸法度などを作成した金地院（以心）崇伝が世に出る前の文書で、常光寺と崇伝の関係を示す初見史料で、崇伝の評価を考えるうえで貴重です。さらに、久宝寺寺内町の安井家に関する文書は、ほとんど残されておらず、八尾の歴史を考えるうえで貴重です。

#### [答申]

以上、意見聴取の後、審議会出席の委員全員より、「土屋家文書 八尾城関係史料」・「金地院文書」について、八尾市指定文化財（古文書）として適当であると認められた。

#### [その他報告]

- ・八尾市立歴史民俗資料館 指定管理者変更の件
- ・八尾市文化財保護審議会の更新の件（令和6年5月1日～：2年間）

会議録作成日

令和6年1月26日

主管課

観光・文化財課